

概要版

第5次

周南市地域福祉計画 周南市地域福祉活動計画

第2次周南市再犯防止推進計画

第2次周南市成年後見制度利用促進計画

第2次周南市重層の支援体制整備事業実施計画

令和8年度 → 令和12年度



令和8年3月

周南市

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

第1章 計画策定の背景

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが相互に協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

特に、複雑化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人などについて、誰ひとり取り残すことなく適切な福祉サービスを提供するために、重層的支援体制の強化・充実を図ることは喫緊の課題です。

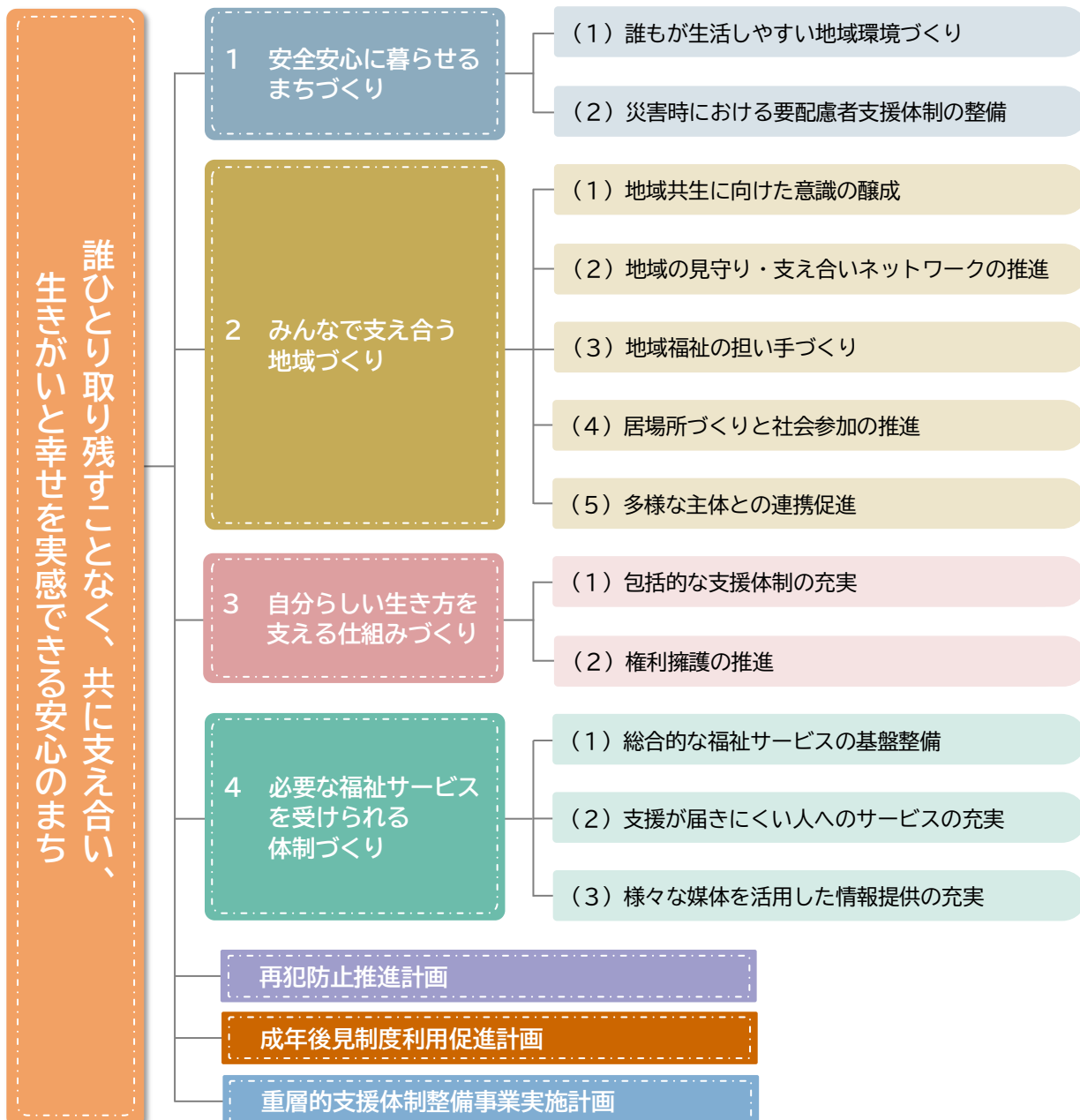
このたび、社会情勢や制度の変化に対応するため、新たに「第5次周南市地域福祉計画」等を策定しました。

第2章 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



第3章 第5次周南市地域福祉計画・周南市地域福祉活動計画

基本目標1 安全安心に暮らせるまちづくり

(1) 誰もが生活しやすい地域環境づくり

【 施策の展開 】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中での声かけや見守りを継続するとともに、全ての地域住民の多様な課題に寄りそう地域づくりを進めます。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体が連携した、誰もが安全安心に暮らし続けられる取り組み ○ 医療や労働などの各分野の連携により、能力や希望に応じた就労や活躍の場の創出 ○ 住宅確保要配慮者への相談支援体制の充実 ○ 地域住民で支え合う仕組みづくり構築の支援（「地域の夢プラン」の策定や見直し） <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り・支え合い活動の継続を支援 ○ 高齢者や障害者など、様々な理由で移動が困難な人々への移動支援サポート事業の充実 ○ ボランティアセンターの充実及びボランティア活動を希望する人と支援を必要とする人々をつなげるマッチング機能の強化 <p style="text-align: right;">など</p>



(2) 災害時における要配慮者支援体制の整備

【 施策の展開 】

災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、ケアプラン等の作成の際には、支援が必要な人を把握して、平時の見守り及び災害時等の緊急事態における支援体制の充実を図ります。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織との連携による情報交換及び避難行動要支援者名簿の活用 ○ 福祉専門職の参画による、効率的かつ効果的な個別避難計画の作成 ○ 要配慮者が災害当初から迅速に避難できるよう、福祉関係者と防災活動に携わる地域住民との情報交換の場づくり <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、福祉関係者等との連携の強化 ○ 「災害ボランティア養成講座」等の研修会の開催 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営 <p style="text-align: right;">など</p>



基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

(1) 地域共生に向けた意識の醸成

【 施策の展開 】

全ての人の尊厳が保たれ、自分らしく生きられるように多様性を認め合いながら、共に支え合う地域共生社会を推進するため、一人ひとりが地域に関心をもち、地域福祉を担っていくという意識の醸成を図ります。

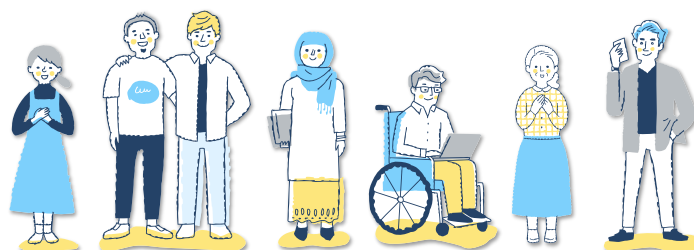
周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、全ての人が生きがいをともにつくり、地域で支え合い、生活を支える仕組みづくり ○ 新しい認知症観の普及啓発や認知症の人の社会参加に向けた取り組みの推進 ○ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の普及啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動の意義や社会福祉協議会の活動について普及啓発の推進 ○ 福祉教育の理念と意義を児童、生徒に伝え、学校、福祉施設、当事者などが連携して協同で実践に取り組める場を構築 ○ 赤い羽根共同募金が、地域福祉向上のために活用されていることの周知 など

(2) 地域の見守り・支え合いネットワークの推進

【 施策の展開 】

見守りが必要な人や困難な問題を抱える人への支援を推進するため、関係機関と民間支援団体等と連携した取り組みの強化やネットワークづくりを推進します。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守りを必要とする人を地域で継続的に支援するため、民生委員・児童委員、関係機関、団体などと連携した見守り活動の推進 ○ 「高齢者等見守りSOSネットワーク」についての啓発活動 ○ 複合的な課題を抱える子育て家庭等について、「こども家庭センター」による情報集約や支援状況の進捗管理を推進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇談会、意見交換会などの機会を活用した多様な主体の連携強化と地域における見守り活動の充実 ○ 出前講座などを活用し、福祉員の活動と役割について周知 ○ 地域包括支援センター等の関係機関と、民生委員・児童委員や福祉員が見守り活動の情報共有を行えるような支援を実施 など



(3) 地域福祉の担い手づくり

【 施策の展開 】

これまでの「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、多くの住民が地域福祉活動に参画できるよう、各種研修会や講座等を通じて、担い手づくりを推進します。また、福祉の専門的な知識や経験のある人などが地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を図ります。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体のマネジメント力の強化や活動を担う新たな人材の発掘・育成・確保 ○ 大学等と連携し、学生等が地域の課題に主体的に関わる仕組みの検討や、各種講座の開催等による啓発を実施 ○ 生活支援体制整備事業や社会福祉協議会のボランティア養成と連携した担い手の養成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい・いきいきサロンなどの担い手を対象とした、連絡会や交流会、研修会の開催 ○ ボランティア養成講座や出前講座などの研修会を通じたあらゆる世代の担い手の確保 ○ 夏季休暇（夏休み）期間を利用したボランティア活動の実施 など



(4) 居場所づくりと社会参加の推進

【 施策の展開 】

一人ひとりが生きがいをもち、幸せを実感しながら暮らせるように、関係機関等と連携しながら、居場所づくりの推進や地域活動、ボランティア活動などの社会参加を支援します。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもり支援ステーションによる居場所の提供やレクリエーション等の実施 ○ 高齢者の生きがい充実や社会参加の促進 ○ 障害者の生産活動等の機会の提供 ○ 介護予防や社会参加促進のため「住民運営通いの場」の立ち上げや継続支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども食堂や地域食堂など、地域の居場所づくりに取り組む人々の支援 ○ ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン等の居場所の立ち上げと活動の支援 ○ 直ちに就労することが困難な人に対し、職場体験やボランティア体験機会を提供 など

(5) 多様な主体との連携促進

【 施策の展開 】

複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間にあるニーズに適切に対応するため、分野を超えた多職種・多機関連携によるネットワークの強化を促進します。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センター等との連携強化 ○ 「あ・うんネット周南」の活動の支援や在宅医療介護連携の更なる推進 ○ 市内の大学、教育機関との連携を図り、地域等と行政のつながりを強化 ○ 関係機関や高等教育機関等と連携し、資格を有する人材の育成や確保、資質の向上 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会、自治会、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人など、多様な組織や団体との連携 ○ 地域づくり推進団体や福祉以外の他分野とネットワークを構築 ○ ボランティア団体等の活動状況を把握し、安定した運営が継続できるような支援



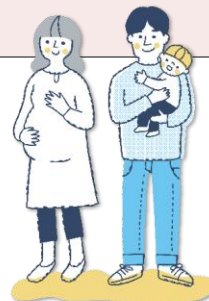
基本目標3 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の充実

【 施策の展開 】

地域の様々な福祉課題の適切な解決に向け、関係機関等との連携を強化し、包括的な相談支援体制等の充実を図ります。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターの機能を充実し、子育てに寄り添う切れ目のない支援の推進 ○ 障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能の充実 ○ 多機関協働や包括的相談支援などの重層的支援体制整備事業の推進 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の総合相談窓口として、様々な相談を受け付け適切な機関につなぐ ○ 多様な主体との連携を図り、支援を必要とする住民を早期に発見・把握 ○ 関係機関との連携強化を更に進め、複合的な課題を抱えた人へのチームアプローチを推進 <p style="text-align: right;">など</p>

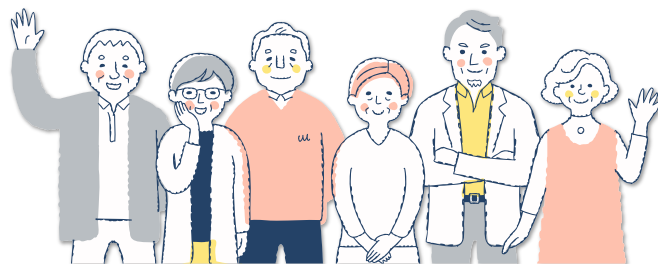


(2) 権利擁護の推進

【 施策の展開 】

サービスを利用するための契約や財産管理などを適切に行うことが困難な認知症の高齢者や障害のある人等が不利益を被ることがないように、成年後見制度の利用促進をはじめ、権利擁護に関する取り組みを進めます。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症、知的障害、その他の精神上の障害等により、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人の権利を擁護するため、「周南市成年後見制度利用促進計画(後述、第5章)」に沿った支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周南市成年後見支援センターにおいて、制度の広報や相談の実施 ○ 判断能力に不安のある人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援の実施 ○ 社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、支援活動の実施 <p style="text-align: right;">など</p>




基本目標4 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

(1) 総合的な福祉サービスの基盤整備

【 施策の展開 】

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、高齢者、障害者、生活困窮者などの様々な支援を必要とする人に対して、適切に対応していくために、関係機関等との連携を強化し、多様な福祉サービスを提供できる基盤整備に取り組みます。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での支え合いによる日常生活支援や介護予防サービス等が提供できる体制づくり ○ 住民の話し合いの場である協議体等の支援 ○ 「あ・うんネット周南」において、連携上の課題解決を図るなど、包括的な支援体制の強化の推進 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会の多岐にわたる活動内容と役割について、効果的な周知活動の展開 ○ 多様な主体との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築の推進 <p style="text-align: right;">など</p> 

(2) 支援が届きにくい人へのサービスの充実

【 施策の展開 】


地域において孤立している人の見守りや、課題が深刻化する前に地域や関係機関が連携し、早期発見を行うとともに、様々な課題に応じた支援体制の整備を進めていきます。また、犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた継続的な支援に努めます。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、もやいネット地区ステーションなどによる見守り体制の構築 ○ ひきこもり支援ステーションにおいて本人や家族への伴走支援 ○ こども家庭センターを中心にヤングケアラーの把握、支援への取り組み <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施 ○ 寄り添い型の支援や、ハローワーク等との連携強化の実施 ○ 周南市自立相談支援センター、周南市成年後見支援センター等の相談窓口の情報提供と関係機関との連携強化 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 様々な媒体を活用した情報提供の充実

【 施策の展開 】

デジタル技術を活用することで、多分野間の情報共有など、効率的な支援活動に役立てるなど、サービスの向上を図ります。

周南市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS (LINE、Instagram、X、Facebook等) や動画等を活用し、適時・適切な情報の発信 ○ 子育て支援アプリを活用し、登録者の世帯状況に応じた情報の発信 ○ 市から発送する郵便物への音声・点字への対応の促進 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公式マスコットキャラクターを活用した広報 ○ ホームページやSNS (Instagram、Facebook等) を活用し、社会福祉協議会の事業内容を、よりわかりやすく発信 ○ 社会福祉協議会の事業活動や地区社会福祉協議会の活動の周知 

第4章 第2次周南市再犯防止推進計画

基本目標1 就労・住居の確保

周南市の取り組み

- ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援の実施
- 住居確保が困難な人等に対して、住宅提供ができる相談支援体制の充実

など



基本目標2 保健医療・福祉的支援

周南市の取り組み

- 国や県の機関、山口県地域生活定着支援センターと連携した相談支援や情報提供の充実
- 高齢者福祉や障害者福祉、生活困窮者の自立支援等の福祉・保健医療サービスなどの適切な提供

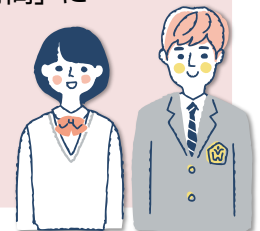


基本目標3 非行の防止と修学支援

周南市の取り組み

- 「社会を明るくする運動強調月間」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にイベントを実施
- 国関係機関等との協力や保護司と学校の連携強化の推進
- 市、学校、地域等が連携した、こどもの居場所づくりや生活困窮家庭等への学習支援の実施

など



基本目標4 関係機関・団体等との連携強化

周南市の取り組み

- 保護司会や更生保護女性会等の民間協力団体が実施する研修会への協力と連携強化
- 「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用した再犯防止の取り組みにかかる情報共有や意見交換等の実施
- 保護司が実施する保護観察対象者との面接や民間協力者の確保に向けた取り組み等の支援

基本目標5 広報・啓発活動の推進

周南市の取り組み

- 犯罪や非行の防止と更生に関する市民の理解を促進するための広報・啓発活動の推進
- 保護司会、更生保護女性会などの各種団体と協働した「社会を明るくする運動」の推進
- 犯罪被害者やその家族を社会全体で支えていく機運の醸成と生活支援の実施

など

第5章 第2次周南市成年後見制度利用促進計画

基本目標1 利用促進に向けた体制づくり

支援体制の整備

① 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、以下の3つの役割に基づき、本人とその家族、後見人をはじめとする地域の関係者との連携を図り、地域連携ネットワークを構築しています。

役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② 協議会

成年後見制度についての見地を有する専門職などで構成する「周南市成年後見制度利用促進連携協議会」を中心に、「周南市成年後見制度利用促進計画」の進捗の把握、課題の抽出・解決に向けての検討などを行います。

③ チーム支援

権利擁護が必要な人を支援する関係機関の集まりである「チーム」に対し、地域連携ネットワークが随時支援する体制を整備します。



中核機関の整備

本市では、「司令塔」「進行管理」「事務局」の3つの役割を担い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを展開するため、令和3年12月に中核機関として、周南市成年後見支援センター（周南市社会福祉協議会内）が開設されました。

中核機関には、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が期待されています。

基本目標2 誰もが安心して利用できる環境づくり

制度の啓発・利用促進

誰もが成年後見制度を正しく理解し、安心して制度を利用することができるよう、周南市成年後見支援センターを中心として、広報紙や講座、講演会などの多様な広報媒体を通して、市民への周知と正しい理解の促進を図るとともに、制度の認知度向上に努めていきます。

制度の利用が難しい人への支援

① 市長申し立て

本人、親族等による成年後見制度利用のための申し立てが困難な人に対し、市長による申し立てを行います。

申し立て事務については、対象者が高齢者の場合は地域福祉担当課、障害者の場合は障害者支援担当課が所管します。

また、周南市成年後見支援センターにおいて、本人や親族が成年後見の申し立てをする際の手続きの支援も実施します。

② 後見人の報酬助成

経済的な理由で成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に対し、その報酬の全部又は一部を助成します。



第6章 第2次周南市重層的支援体制整備事業実施計画

〈 事業の内容と実施体制 〉

近年、8050問題、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりの人への総合的支援、障害者のための地域生活支援拠点整備などが社会的課題となっており、その多くは複雑化・複合化した課題を有し、適切な対応が求められています。

これらの解決に向け、この事業では、庁内各分野の横の連携を整備するとともに、地域関係団体、各種関係機関と連携し、重なり合って支援する包括的な支援体制を整備するものです。

具体的には以下の取り組みを通して、複雑な生活課題を抱える人が、身近な相談から適切な支援につながり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる包括的な支援体制の整備に取り組みます。

(1) 包括的相談支援事業

属性や相談内容を問わず包括的に相談を受け止め、断らない相談支援を行う。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 【 共通 】 もやいネットセンター | 【 高齢 】 地域包括支援センター |
| 【 障害 】 障害者相談支援事業所 | 【 こども 】 こども家庭センター |
| 【 困窮 】 自立相談支援センター | |



(2) 多機関協働事業

複雑化・複合化した課題に対する支援が必要であり、特定の機関だけで対応が困難な場合に関係機関を招集[※]し、持ち寄った情報を基に支援の方向性や役割分担を行う。

- 支援の方向性の整理
 - 支援関係機関の役割分担
- ※ 重層的支援会議・支援会議の開催

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

チーム支援を行う中で継続的な支援が必要な場合に、本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

- 訪問相談
- モニタリング

(4) 参加支援事業

社会参加への支援が必要な人に対しては、本人・世帯の状態に合わせ、居場所や就労支援等を通じて、地域社会とのつながりを築く。

- 地域・社会とのつながりをつくるための支援
- 利用者のニーズを踏まえたマッチングやメニューの開発
- 本人への定着支援と受け入れ先の確保



(5) 地域づくり事業

属性や世代を超えて交流できる多様な場づくりなど、地域のつながり、支え合いからの受け皿づくりを支援する。

- 属性や世代を超えて交流できる場や居場所の充実
【 ふれあい・いきいきサロン、住民運営通いの場、地域活動支援センター、子育て支援センター等 】

周南市 福祉部 地域福祉課

山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話：0834-22-8465

FAX：0834-22-8396

Mail：fukushi@city.shunan.lg.jp

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

山口県周南市速玉町3番17号

電話：0834-22-8721

FAX：0834-32-0021

Mail：chiiki@shunan-shakyo.or.jp